

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)748	原審裁判所名	福岡高等裁判所 宮崎支部
事件名	調停無効確認請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)47
裁判年月日	昭和 42 年 11 月 17 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 3 月 31 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 89 号 251 頁		

判示事項	要素の錯誤にあたらないと認められた事例
裁判要旨	建物所有のための土地の賃貸借の期間を五年と定めることが法律上有効であると思つて、建物収去土地明渡の和解をしても、右は要素の錯誤にあたらぬ。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人前之園喜一郎、同池谷四郎の上告理由一ないし三について。 本件土地の賃貸借契約の賃貸借期間を五年とする定めが無効であることを上告人、被上告人らは錯誤により知らず、有効なものと思つていたが、この錯誤は、本件調停の合意の縁由についての誤りにすぎず、要素の錯誤にあたらぬから、上告人はこの錯誤をもつて、本件調停の無効を主張し得ない旨の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠および説示に照して首肯できる。原判決には所論の違法はない。論旨は採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)

※参考：判例タイムズ 216 号 118 頁、判例時報 506 号 34 頁